

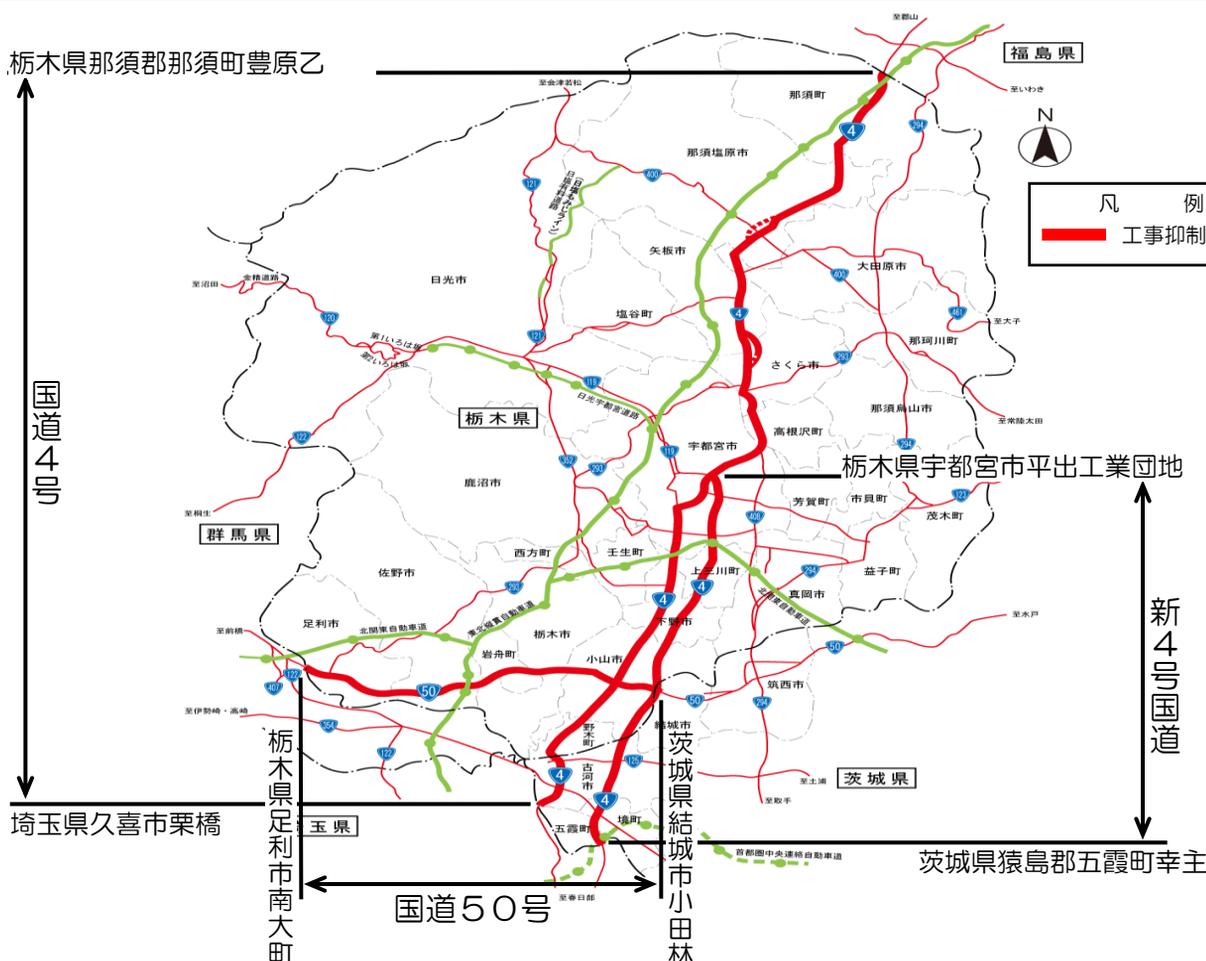
年末年始における路上工事抑制のお知らせ

宇都宮国道事務所が管理する国道4号・新4号国道・国道50号の全線において、交通渋滞の緩和や円滑な道路交通を確保するために、繁忙期である年末年始期間中は、車線規制を伴う路上工事を抑制します。

【工事抑制期間】 **平成24年12月22日(土)朝7時から
平成25年 1月 7日(月)朝7時まで**

【抑制対象工事】 **車線規制を伴う車道上の工事**

【対象区間】 **国道4号・新4号国道・国道50号(下図参照)**



★なお、緊急的な作業や規制を伴わない工事は実施する場合があります。

- ①道路管理に係る緊急的な維持作業
- ②防護柵、信号機等の安全施設に関する工事で緊急を要するもの
- ③常設作業帯内または未供用区間内で、現道の交通規制を伴わないもの
- ④漏洩、破裂、破損事故等に伴うライフライン（水道・ガス・下水など）復旧工事で緊急を要するもの
- ⑤ライフライン（電力・通信など）の供給または取替工事等の真にやむを得ないと認められるもの
- ⑥東北地方太平洋沖地震の災害復旧工事

★問い合わせ先：宇都宮国道事務所 管理第二課（TEL 029-639-5256）